

外国政府の貿易救済措置を巡る現状 と我が国の対応

2012年8月

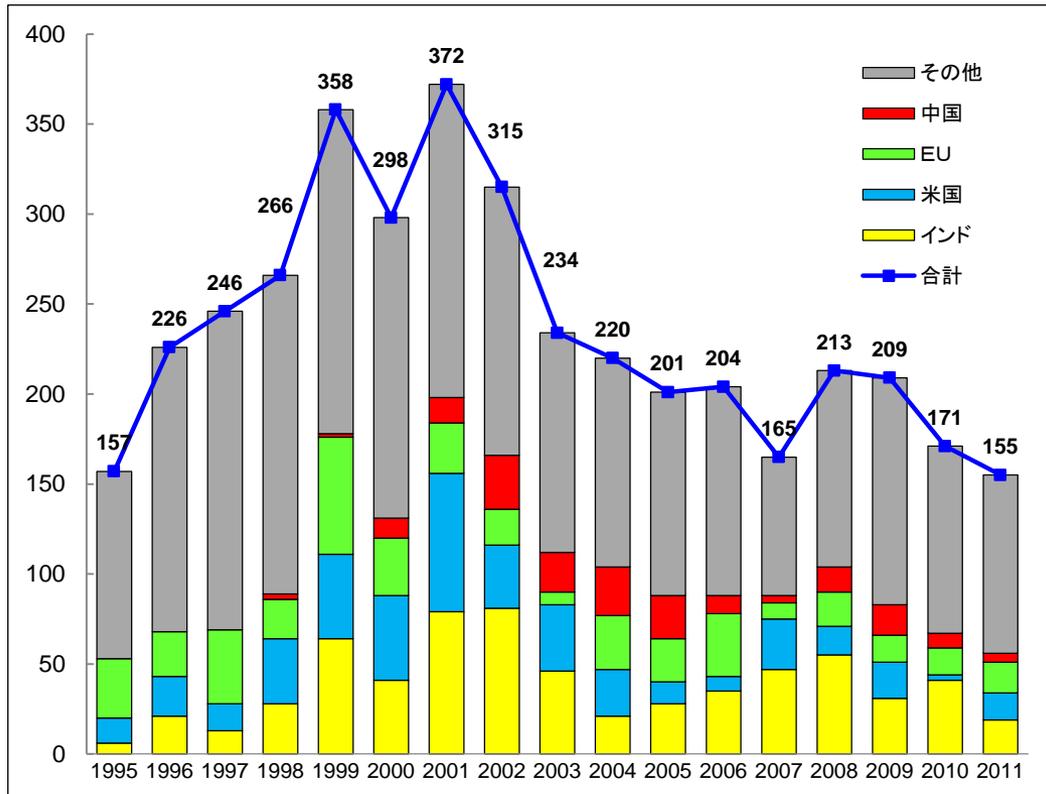
通商政策局通商機構部

1-① 世界のアンチ・ダンピング(AD)調査件数を巡る動向

資料4

- 世界のAD調査開始件数は2000年前後の最盛期よりも少ないが、依然として高水準で推移。直近では若干の減少傾向。
- 最近では、中国等からの輸入品が国内産業と競合することをおそれるブラジル、アルゼンチン、インド、インドネシア、パキスタンなどの調査開始件数が増加。
- ADの濫用は関税引下げ等市場アクセス改善の効果を損なうもの(先進国・途上国共通の問題)。

新規調査開始件数の推移(1995～2011年)



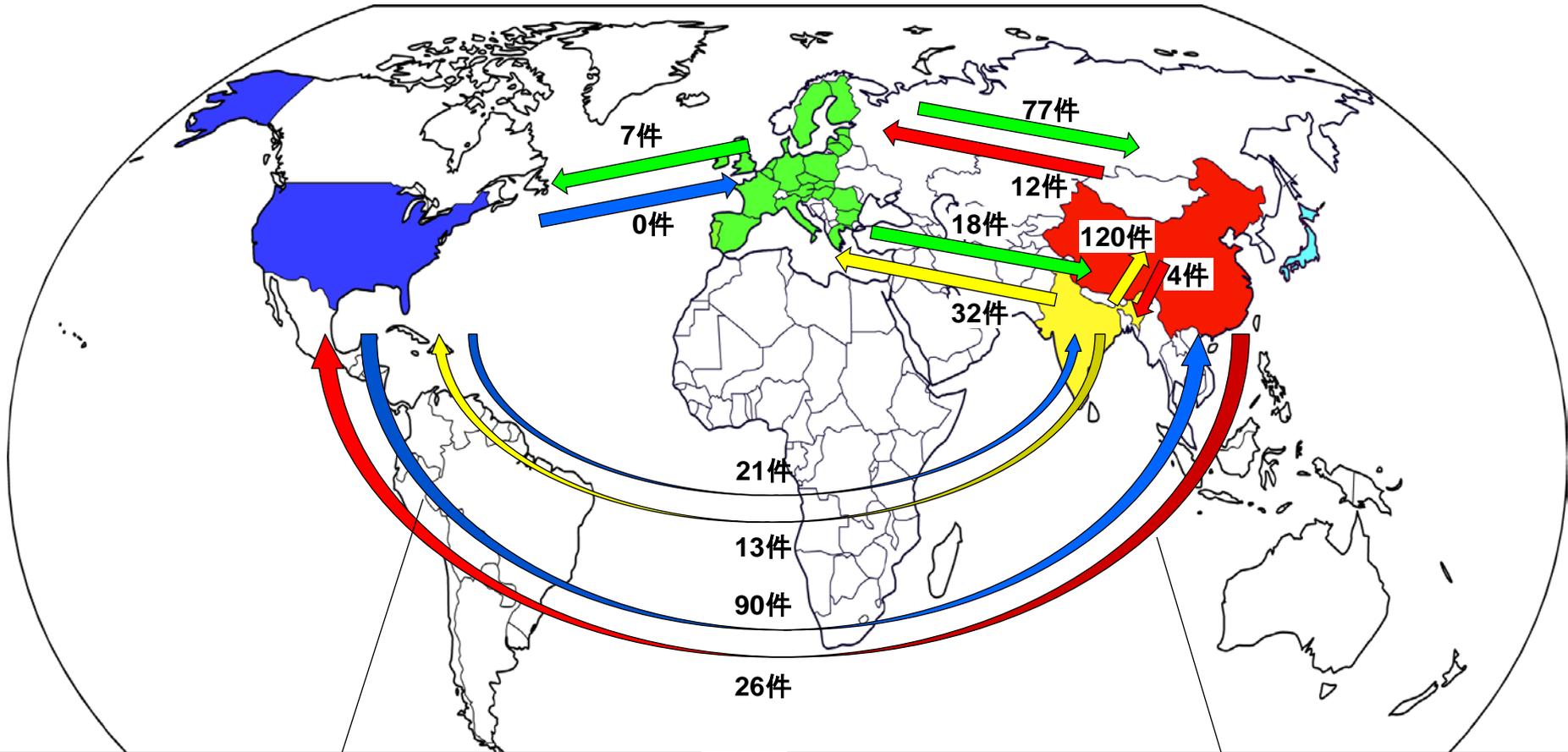
主要国の最近の新規調査開始件数の推移

Reporting Member	2004-2007	2008-2011	total
Argentina	35	68	103
Australia	27	40	67
Brazil	26	85	111
Canada	19	13	32
China	61	44	105
European Union	89	66	155
India	84	146	230
Indonesia	10	23	33
Korea, Republic of	14	8	22
Mexico	18	11	29
Pakistan	20	46	66
South Africa	32	10	42
Thailand	6	17	23
Turkey	45	33	78
United States	46	54	100
Japan	4	0	4

(参考1) 米国・EU・中国・インド間のAD措置発動件数

資料4

※措置発動件数ベース(～2011年下半期) ※対EUの数字に域内国を個別に対象とする措置は含まない。



【米国⇒中国への措置】

- 対象:鉄鋼、日用品(紙、家具等)、化学品など幅広い製品。
- 非市場経済国(NME)として税率を計算。
- 近年、ターゲット・ダンピング手法を採用して税率を計算する場合もある。

【中国⇒米国への措置】

- 対象:ほとんどが化学品(対日ADと同様)。
- 最近は鶏肉、自動車、光ファイバー等にも措置を発動しており、対象品目が多様化する傾向。

- 近年、固定価格買取制度の導入など、再生可能エネルギーの普及促進策が拡大。一方、市場の急拡大に伴う太陽光パネルの価格競争も激化。
- 米国・EUが中国に対して、中国が米国に対して、AD及び相殺関税の調査を開始。



米国



- 2011年11月 中国産の太陽光パネルについてAD・相殺関税の調査開始
- 2012年 5月 AD暫定課税開始(税率:31.14%~249.96%)
- 3月 相殺関税暫定課税開始(税率:2.90%~4.73%)
- 11月 AD措置発動予定(商務省・ITCの調査結果次第)

申請者: SolarWorld Industries America

EU



- 2012年7月 中国産の太陽光パネルについてADの調査申請

申請者: EU ProSun (団体)

中国

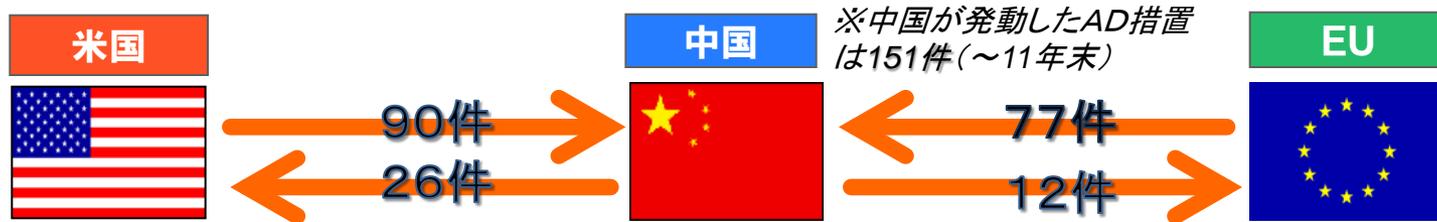


- 2012年7月 米国産の太陽光パネルについてAD・相殺関税の調査開始

申請者: 江蘇中能硅業科技發展、江西赛维LDK光伏硅科学技
洛阳中硅高科技、大全新エネルギー

1-② WTO紛争処理を通じたAD・相殺関税のデファクト・ルールづくり 資料4

○近年、中国と米国・EUが互いにAD・相殺関税措置を発動。それを受け、米国・EUが中国のAD・相殺関税措置をWTOに提訴する案件も増加。論点は損害認定や調査手続の透明性・適正化。
 ○米国・EU・中国を中心としてデファクトのルールづくりが進行。



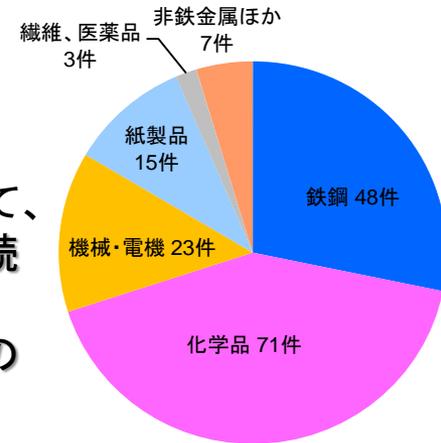
案件名	概要
【DS379】 中国産4品目に対するAD・CVD措置 (協議要請: 2008.9)	①米国は、中国産①溶接炭素鋼パイプ、②オフロードタイヤ、③角パイプ、④ラミネート加工袋対してAD税及び相殺関税を併課。 ②2008年9月、本件措置はAD協定、補助金協定に抵触するとして、中国が協議要請。 ③2011年3月、一部米国の主張を否定する上級委員会報告書が公表された。
【DS407】 EU産鉄鋼ファスナーに対するAD暫定措置 (協議要請: 2010.5)	①中国は、EU産鉄鋼ファスナーに対して暫定AD税を賦課。(最終決定は2010年6月。) ②2010年5月、本件暫定措置はAD協定に抵触するとして、EUが協議要請。 ③現在、二国間協議中。
【DS414】 米国産鉄鋼製品に対するAD・CVD措置 (協議要請: 2010.9)	①中国は、米国産冷間圧延珪素鋼(方向性電磁鋼板)に対してAD税及び相殺関税を併課。 ②2010年9月、本件措置はAD協定、補助金協定に抵触するとして、米国が協議要請。 ③2011年3月、パネル設置。2012年6月パネル報告を公表。7月、中国が上級委員会に上訴。
【DS425】 EU産X線計測機器に対するAD措置 (協議要請: 2011.8)	①中国は、EU産X線計測機器に対してAD税を賦課。 ②2011年8月、本件措置はAD協定に抵触するとして、EUが協議要請。 ③2012年1月、パネル設置。
【DS427】 米国産鶏肉に対するAD・CVD措置 (協議要請: 2011.9)	①中国は、米国産鶏肉に対してAD税及び相殺関税を併課。 ②2011年9月、本件措置はAD協定、補助金協定に抵触するとして、米国が協議要請。 ③2012年1月、パネル設置。
【DS440】 米国産自動車に対するAD・CVD措置 (協議要請: 2012.7)	①中国は、米国産自動車に対してAD税及び相殺関税を併課。 ②2012年7月、本件措置はAD協定、補助金協定に抵触するとして、米国が協議要請。 ③現在、二国間協議中。

新規件数は減少傾向ながら、次の2点が問題

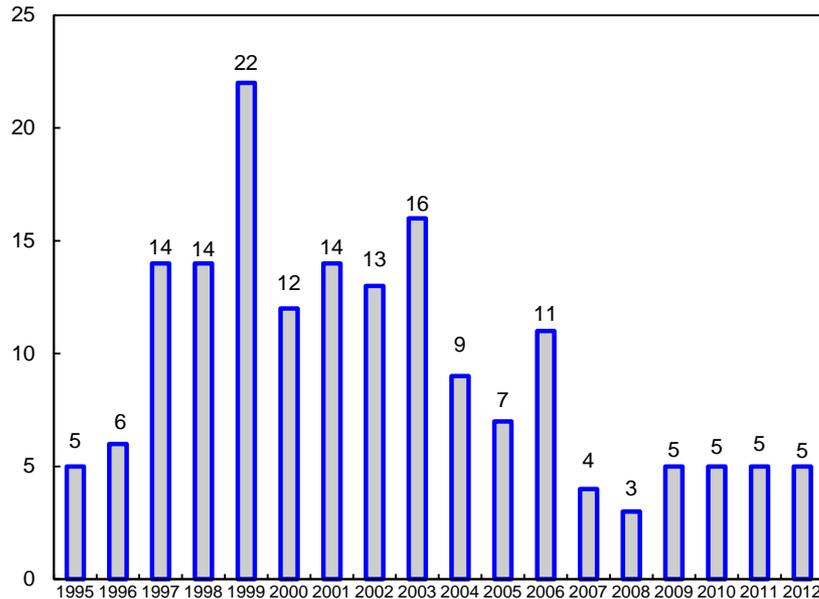
- ①米国の長期にわたる鉄鋼製品AD措置
- ②中国・インドのAD措置の増加

- 90年代前半、我が国の輸出品は軒並み、米国・EUのAD措置のターゲット。
- 90年代後半、我が国の鉄鋼製品は米国の100%超の高いAD措置に直面し、対米輸出が実質ストップ。その後もダンピング輸出が再発の可能性ありとして、米国はAD措置を維持。近年は米国の初回調査は少なく、10年以上課税が続いている長期継続措置が中心。なお、EUの対日AD措置は現在なし。
- 近年、中国やインド等、途上国のAD措置発動が急増。中国の対日AD措置の約8割、インドの対日ADの約9割が化学分野。
- 海外展開した日本企業が途上国間でのAD措置の対象となる事例もあり。

分野別・AD調査開始件数
(1995～2012年6月)



対日AD調査開始件数(95～2012年6月現在)



(公正貿易センター・対日AD情報、各国による通報など)

対日AD課税継続中案件(2012年6月現在)

	～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～30年	30年超	計
米国	—	2件 鉄・金1件 化学1件	6件 鉄・金属6件	1件 鉄・金属1件	4件 鉄・金属3件 セメント1件	1件 鉄・金属1件	14
中国	6件 化学4件 繊維1件 紙1件	13件 化学11件 紙1件 光ファイバー1件	—	—	—	—	19
インド	5件 化学	2件 化学	3件 化学2件 繊維1件	—	—	—	10
韓国	2件 化学1件 鉄・金属1件	1件 鉄・金属1件	—	—	—	—	3

新興国によるAD調査は手続的な問題も多い。①調査手続の透明性が低いこと、②調査当局の決定に関する説明が不十分、③利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないことが大きな問題。

中国の問題点(最近の事例)

- 客観的な検討を欠いた損害分析
- 重要事実の開示通知が書面にて行われなかった
- 調査対象企業が提出した実際のデータを採用せず、FAを用いてダンピングマージンを計算
- 調査企業が提出したデータを使用しなかったことについて、調査対象企業に不採用の理由を直ちに通知せず、合理的な期間内に説明する機会を与えなかった

インドの問題点(最近の事例)

- AD協定で認められる調査期限(最大18ヵ月)を超えて最終決定を行った
- 調査期間が12ヵ月を超える際に延長する旨とその理由を適切に公告していない
- 重要事実の開示通知が十分な時間的余裕をもって行われず、利害関係者が事実上反論できない
- 決定に関する説明が不十分(ダンピングマージンの計算、損害分析など)

中国による対日AD措置(19件)

	対象産品	措置開始日	措置継続年数
①	塗工印刷用紙(コート紙)	2003/08/06	9.0
②	無水フタル酸	2003/08/31	8.9
③	スチレン・ブタジエン・ゴム	2003/09/09	8.8
④	ポリ塩化ビニル(PVC)	2003/09/29	8.8
⑤	トリレンジイソシアネート(TDI)	2003/11/22	8.7
⑥	フェノール	2004/02/01	8.5
⑦	エタノールアミン	2004/11/14	7.7
⑧	光ファイバー	2005/01/01	7.6
⑨	クロロブレン・ゴム	2005/05/10	7.2
⑩	水加ヒドラジン	2005/06/17	7.1
⑪	トリクロロエチレン	2005/07/22	7.0
⑫	エピクロロヒドリン	2006/06/28	6.1
⑬	スパンデックス	2006/10/13	5.8
⑭	カテコール	2006/05/22	6.2
⑮	電解コンデンサ紙	2007/04/17	5.3
⑯	ビスフェノールA	2007/08/29	4.9
⑰	メチルエチルケトン	2007/11/21	4.7
⑱	アセトン	2008/06/08	4.1
⑲	感光紙(写真用印画紙)	2012/03/22	0.3
平均継続年数			6.7

インドによる対日AD措置(10件)

	対象産品	措置開始日	措置継続年数
①	アクリル繊維	1999/1/22	13.5
②	アニリン	2000/10/6	11.8
③	苛性ソーダ	2001/6/26	11.1
④	フレキシブル・スラブストック・ポリオール	2002/10/31	9.8
⑤	ペンタエリトリール	2002/10/31	9.8
⑥	ポリ塩化ビニル(PVC)	2008/1/23	4.5
⑦	ペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)	2007/8/29	4.9
⑧	フェノール	2010/12/1	1.7
⑨	アセトン	2011/4/18	1.3
⑩	1,1,1,2-テトラフルオロエタン(R-134a)	2011/7/15	1.0
平均継続年数			6.3

- 問題のある調査・措置に対しては、調査対象企業への支援に加え、政府間での申入れ、AD委員会での問題提起、WTO紛争解決手続の活用を検討。
- 中長期的には貿易救済ルールを強化(WTOルール交渉・EPA交渉)

既存ルールに基づく対応

既存ルールを最大限活用し、特に新興国調査当局の実務を改善。

1. 調査対象企業への支援
2. 二国間(政府間)での申入れ
3. AD委員会での問題提起
4. EPAルールの活用(日インド)
5. WTO紛争解決手続の活用を検討

ルールづくりに基づく対応

曖昧な基準等の明確化や恣意的な運用を制限する規定の導入による規律強化。

1. WTOルール交渉

- ・「2011年中の妥結」に向けた精力的な交渉にもかかわらず、市場アクセス交渉を巡る米国・新興国の対立は深く、当面はラウンド交渉の大幅な進展は困難。
- ・このため、機会が訪れたときに速やかに対応できるよう、春・秋のAD委員会の前後にルール交渉議長の下、調査実務に関する技術的な意見交換を行う会合(質問状会合)が開催されている。
- ・自動サンセットの導入や調査手続の適正化・透明化は引き続き重要な課題。これまでの交渉成果を維持しつつ、最終的な一括合意に向け、ADフレンズと連携し、粘り強く取り組む。

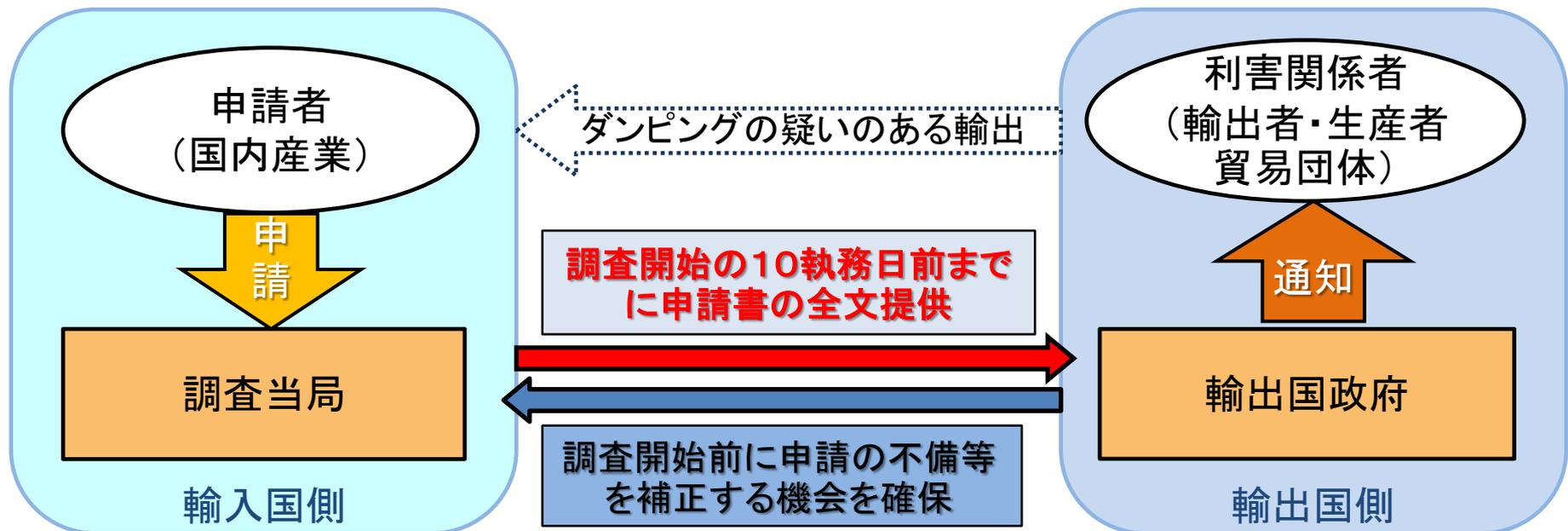
2. EPA交渉(日カナダ、日EU、日中韓、TPP等)

- ・ インドの対日AD調査は化学品を中心に多数。一方、証拠不十分な申請や不必要に広範囲の調査を求める申請も存在。調査が一旦開始されると、最終的にシロ認定されるとしても、調査対象企業に重い応訴負担。
- ・ 日印EPAでは、WTOアンチ・ダンピング協定に上乗せ(※)して、「輸出国政府に対する少なくとも10執務日前の申請書の全文提供(輸出国政府は利害関係者(輸出者や生産者、貿易団体)に通知可能)」を義務づけ、調査開始前に申請の不備等を補正する機会を確保。

※輸出国政府への調査開始前の通知：タイムラインの設定や全文提供は無し。利害関係者への全文提供：調査開始後

(参考)日印EPA第24条

ダンピング防止協定第五条の規定に基づく調査を行う権限のある一方の締約国の当局は、他方の締約国からの産品に係る当該調査の開始を求める国内産業による又は国内産業のための書面による申請を受領した場合には、当該調査を開始する少なくとも十執務日前までに当該他方の締約国に対して当該申請を通知し、その全文を提供する。当該他方の締約国は、当該他方の締約国が知る輸出者、外国の生産者及び関係する貿易業者の団体に対し、そのような通知及び当該申請に含まれる情報について通知することができる。

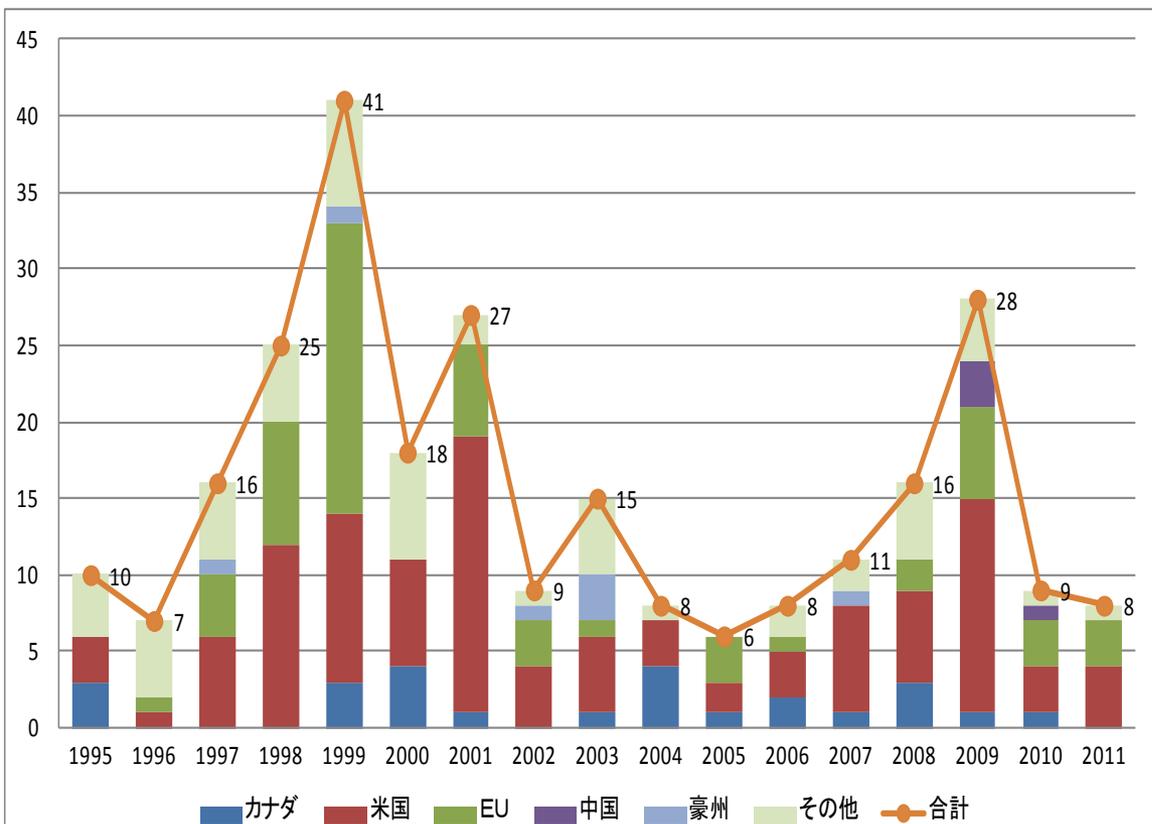


3 相殺関税措置の動向

資料4

- 相殺関税(CVD)調査は近年増加する傾向にあり、先進国が途上国に対して発動するケースが多い。
- 特に最近、ADとCVDの重課が行われるケースが増えており、米中間の紛争案件にもなっている。

新規調査開始件数の推移(1995～2011年上半期)



(WTO統計)

(参考)相殺関税措置とは

補助金が供与されている製品の輸出により、輸入国の国内産業に損害が発生する場合、輸入国政府の調査に基づき、当該製品に補助金の効果を相殺する関税を賦課することができる。



事例:米国の対中AD/CVD措置

- ・米国は中国製の①溶接炭素鋼パイプ、②オフロードタイヤ、③角パイプ、④ラミネート加工袋についてAD税とCVDを重課。
- ・中国はAD/CVDの重課においてダブルカウンティングがある等として米国の措置をWTO提訴(DS379)。
- ・2010年10月、WTOパネル報告書が公表された。大半の論点で米国が勝訴。同年12月、中国はWTO上級委員会に上訴。
- ・昨年3月、上級委員会報告書が採択された。報告書は一部、米国がパネルで勝訴した論点について中国の主張を認めた。



事例:中国の対米AD/CVD措置

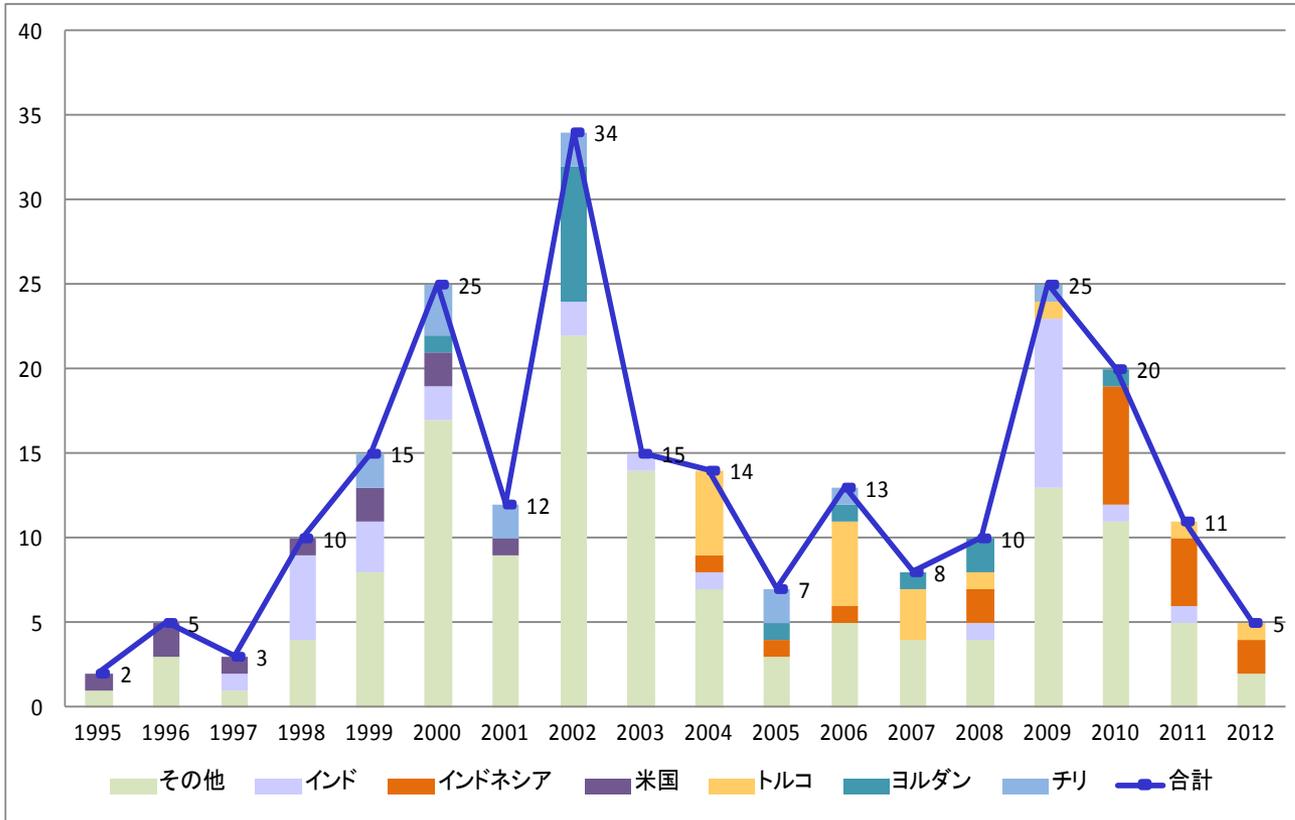
- ・2010年4月、中国は米国及びロシア製の方向性電磁鋼板にAD税とCVDを重課(中国初のAD/CVD同時調査)。
- ・米国は中国の調査が十分な証拠に基づいていないとして中国の措置をWTO提訴(DS414)。
- ・本年6月、米国の主張を全般的に認めるWTOパネル報告書が公表された。これを受け、同7月、中国は上訴。

4 セーフガード(SG)措置の動向

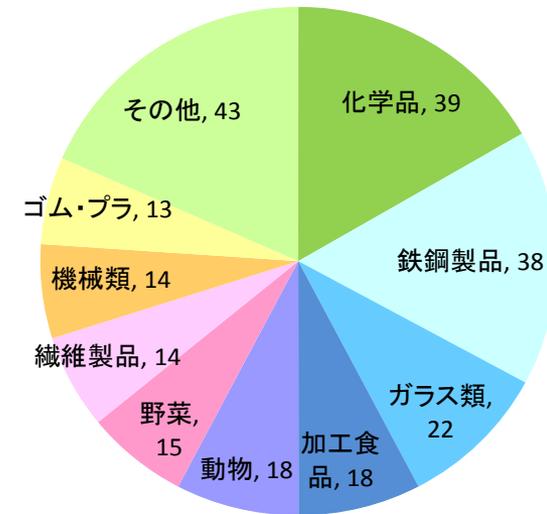
資料4

- 2008年のリーマンショック後、一時的に調査件数が増加したが、足下では減少傾向。
- 近年、インド、インドネシア、トルコ等の新興国が実施する事例が増加。

新規調査開始件数の推移(1995～2012年4月30日)



分野別・SG調査開始件数
(1995～2012年4月30日)



<参考>WTOセーフガードとは

輸入急増による国内産業の損害を防止するための緊急措置としてWTO協定で認められているもの

- ・対象国:原則として無差別(全世界)に適用
- ・発動内容:関税引上げ、数量制限、関税割当
- ・発動期間:最長で4年間、延長した場合8年間
- ・発動水準:重大な損害を防止・救済するために必要な限度まで